○　実績目標(小)１－１：税務行政の適正な執行

実績目標の内容及び目標設定の考え方	申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民各層・納税者の方々の理解と信頼を得ることが基本となります。 適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、経済社会の高度化、複雑化に対応し、関係法令を適正に適用するとともに、事務を迅速に処理するほか、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。

上記の「実績目標（小)」を達成するための「施策」
実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理
実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等
実1-1-3：守秘義務の遵守
実1-1-4：職員研修の充実

関連する内閣の基本方針等	○「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成30年７月20日 行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定）

実績目標（小）１－１についての評価結果	
実績目標についての評定	**A　相当程度進展あり**
評定の理由	施策「実1-1-4」の評定は「s　目標達成」、「実1-1-2」及び「実1-1-3」の評定は「a　相当程度進展あり」でしたが、「実1-1-1」の評定は「b　進展が大きくない」としました。 評定が「b　進展が大きくない」となった施策は、更正の請求の３か月以内の処理件数割合や所得税還付金の６週間以内の処理件数割合を測定指標としていますが、当該施策における測定指標については、所得税還付金の６週間以内の処理件数割合を除いて、それぞれの実績値が目標値を達成しています。 なお、所得税還付金の６週間以内の処理件数割合の目標値が95%であるところ、サンプル抽出した還付申告21,033件のうち、全体の93.1%（19,576件）を６週間以内に処理し、95.5%（20,096件）を７週間以内に処理しています。 このほか、開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めるとともに、監察官や署長から職員に対する講話や研修を実施することにより、守秘義務の遵守の徹底を図りました。 これらを踏まえ、「b　進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の重要性の高い施策「実1-1-2」から「実1-1-4」については、主要な測定指標の達成度が「○」であることから、施策の評定を「s　目標達成」又は「a　相当程度進展あり」としたことを総合的に勘案し、当該実績目標の評定は「A　相当程度進展あり」としました。 なお、各施策の評定の詳細は、後述のとおりです。
実績の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 申告納税制度の下において、適正・公平な課税を実現するためには、関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めるほか、個人情報の適切な取扱いや守秘義務の遵守などにより、税務行政を適正に執行する必要があります。 なお、施策「実 1-1-1」から「実 1-1-4」には、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配意して各種施策に取り組みました。

施策	**実 1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理**

取組内容	**１．更正の請求の適正かつ迅速な処理** 税額を過大に申告した場合等における納税者の救済手段である更正の請求（用語集参照）の処理に当たっては、事実関係を確認の上、関係法令を適正に適用し、迅速に処理します。 また、更正の請求に必要となる書類について、引き続き周知等を図ります。 **２．所得税還付金の適正かつ迅速な処理** 所得税還付金の支払に当たっては、国税総合管理（ＫＳＫ）システム（用語集参照）等を活用した還付申告書のチェックのほか、職員による厳正な審査を実施した上で、的確な進行管理を行い、迅速に処理します。 また、還付申告書への添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、引き続き周知を図ります。 **３．酒類の製造及び販売業免許の適正かつ迅速な処理** 酒税の的確な確保を図るため、酒類の製造及び販売業には免許制度が設けられており、酒類の製造及び販売業を行うためには、免許を受ける必要があります。 免許の申請等については、親切かつ丁寧に対応するとともに、その処理に当たっては、透明性や公平性にも配意しつつ、酒税法及び法令解釈通達に定める要件・手続に則して適正かつ迅速に処理します。 また、酒類業者の的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消処分を行うなど、厳正かつ適切な免許管理を行います。

定量的な測定指標

[主要] 実1-1-1-A-1：「更正の請求」の３か月以内の処理件数割合 （単位：%）	事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	97.4	96.7	97.2	96.2	96.6

（出所）長官官房企画課、課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調
（注）「更正の請求」がなされた場合、税務署長は提出された納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が法律の規定に従っているか調査し、更正することとされています。

（目標値の設定の根拠）

更正の請求に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、その３か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和６事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標１「『更正の請求』の処理件数」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	更正の請求については、納税者の権利救済手段であることから早期処理に努めるよう会議・研修等の場を通じて指示を徹底し、職員に更正の請求の早期処理についての意識付けを図るなど、「３か月以内の処理」を目安として適正・迅速な処理に取り組み、426千件を処理しました。 その結果、３か月以内の処理件数割合は96.6%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 なお、３か月以内に処理できなかったものの多くは、添付書類等に不備があり、その提出確認等の対処に時間を要したものであることから、今後も引き続き提出書類の周知等に取り組みます。

定量的な測定指標

[主要] 実1-1-1-A-2：所得税還付金の６週間以内の処理件数割合 （単位：%）	事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	96.7	95.3	94.3	95.8	93.1

（出所）長官官房企画課、課税部個人課税課、徴収部管理運営課調
（注）令和７事務年度におけるサンプル調査の概要は、P.190に記載しています。

（目標値の設定の根拠）

所得税の還付金処理が迅速に行われているかを測定するため、その６週間以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和６事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標２「所得税還付申告書提出件数」

目標の達成度	×
目標の達成度の判定理由	所得税還付金の支払に当たっては、不正な還付を未然に防止するため、申告内容や添付書類の審査を確実に実施するとともに、各種会議等を通じて事務処理手順の遵守と管理者による確実な監査の実施を徹底して正確性の確保を図りました。 納税者に対しては、必要な添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、申告の手引や国税庁ホームページ等を活用して周知を図りました。 しかしながら、令和８事務年度の全署センター化に向けて業務センターの対象署を拡大したことに伴い、所得税申告書の入力件数が前事務年度の約1.3倍（令和６事務年度13,356千件、令和７事務年度17,204千件）に増加し、処理対象件数が大幅に増加したことから、６週間以内の処理件数割合は93.1％となり、実績値が目標値を下回ったため、達成度は「×」としました。 今後は、より一層適切な処理体制や進捗管理と関係部門間の緊密な連携・協調を確保することにより、的確かつ迅速な還付金の支払に努めてまいります。

定量的な測定指標

［主要］
実1-1-1-A-3：酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合
（単位：％）

形態	会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
製造免許	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	100	100
販売業免許	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	100	100

（出所）課税部酒税課調
（注１）標準処理期間は、免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、税務署長限りで処理するものについては、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して２か月以内です。
（注２）実績値は、申請者の都合によって標準処理期間内に処理を行わなかったものを除いて算出しています。

（目標値の設定の根拠）

酒類の製造免許の申請が増加傾向にあるなど免許事務が増大する中、適正な免許処理を行う観点から、酒類の製造及び販売業免許に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、標準処理期間内の処理割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、100％に設定しました。

○参考指標３「酒類の製造及び販売業免許場数の推移」
○参考指標４「酒類の製造及び販売業免許の処理件数等」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	酒類の製造及び販売業免許の処理は、免許の申請者等に対して、申請者等の実情に配意した親切かつ丁寧な説明を行うとともに、酒税法及び法令解釈通達に規定されている要件について適正かつ厳格な審査を行い、迅速な処理に努めました。 その結果、製造免許申請及び販売業免許申請の全てについて、標準処理期間内で処理したことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	b 進展が大きくない

評定の理由	測定指標「実1-1-1-A-1」及び「実1-1-1-A-3」は「○」でしたが、「実1-1-1-A-2」が「×」であったことから、「b 進展が大きくない」としました。

実１－１－１に係る参考情報

参考指標 １：「更正の請求」の処理件数 （単位：千件）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
処理件数	413	440	438	453	426

（出所）長官官房企画課、課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調

参考指標 ２：所得税還付申告書提出件数 （単位：千件）

年　分	令和３年分	４年分	５年分	６年分	７年分
提出件数	13,297	13,327	13,507	13,533	13,353

（出所）課税部個人課税課調

（注）数値は、翌年３月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和３年分については、申告期限の延長に伴い、翌年４月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

参考指標 ３：酒類の製造及び販売業免許場数の推移 （単位：場）

会計年度		令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
酒類製造免許場数		3,715	3,891	4,070	4,208	4,326
酒類販売業免許場数	卸売業	内11,548 13,703	内12,116 14,487	内12,614 15,176	内12,952 15,630	内13,359 16,166
	小売業	167,587	167,150	166,333	165,308	164,302

（出所）課税部酒税課調

（注１）各会計年度末現在の状況です。

（注２）一製造場で複数の酒類の免許を有しているものは、１場として集計しています。

（注３）「酒類卸売業免許場数」の内書は、卸売業と小売業の兼業場です。

（注４）「酒類小売業免許場数」は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。

参考指標 ４：酒類の製造及び販売業免許の処理件数等 （単位：件）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
処理件数	26,409	31,615	36,064	36,632	37,438
特区法に基づくもの	29	10	27	24	20

（出所）課税部酒税課調

（注）「特区法に基づくもの」は、構造改革特別区域法（総合特別区域法によるみなし適用を含む。）（用語集参照）に基づく酒類製造免許の処理件数を示します。

施策	実 1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等
取組内容	**１．情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応** 国民各層・納税者の方々に開かれた透明性のある税務行政の実現に向け、「国税庁行政文書管理規則」等に基づき行政文書を適切に管理し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づき、開示請求等に対して適切に対応します。 **２．個人情報保護法及び番号法に基づく（特定）個人情報の適切な管理及び開示請求等への適切な対応** 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）等の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。

	特に、マイナンバーを含む個人情報については、一層厳格な取扱いが求められていることから、全職員を対象とした研修及び管理状況の点検等を通じ、職員にその重要性を周知徹底することで意識の向上を図るとともに、厳正に管理します。 また、個人情報保護法に基づく開示請求等に対しても、適切に対応します。
定性的な測定指標	
	［主要］実1-1-2-B-1：情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応
	（令和７事務年度目標） 情報公開法に基づく開示請求等に対して適切に対応します。
	（目標の設定の根拠） 情報公開法に基づく開示請求等に適切に対応することが、税務行政の透明性を確保するために重要であることから、目標として設定しています。
	○参考指標１「情報公開法に基づく開示請求件数等」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	**（実績）** 開示請求に対し、法令に基づき適切に開示決定等することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 **（目標の達成度の判定理由）** 上記実績のとおり、開示請求に対し、法令に基づき適切に開示決定等することにより、税務行政の透明性の確保に努めたことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	［主要］ 実1-1-2-B-2：個人情報保護法及び番号法に基づく（特定）個人情報の適切な管理及び開示請求等への適切な対応
	（令和７事務年度目標） 個人情報保護法及び番号法に基づき（特定）個人情報を適切に管理します。 また、開示請求等に対して適切に対応します。
	（目標の設定の根拠） 個人情報保護法及び番号法に基づき、（特定）個人情報を適切に管理すること及び個人情報保護法に基づき開示請求等に適切に対応することが、同法の目的とする個人の権利利益の保護のために重要であることから、目標として設定しています。
	○参考指標２「個人情報保護法に基づく開示請求件数等」 ○参考指標３「申告書等情報取得サービスの利用件数」［新］ ○［再掲：実（大）１：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標８）］ 参考指標４「非行の予防講話等の実施回数（署職員１人当たり）」

目標の達成度	△
実績及び目標の達成度の判定理由	**（実績）** 個人情報の取扱いに係る不適切事案の発生を防止するため、全職員を対象とする研修や、各種会議等で周知するなどにより、職員の意識向上を図るとともに、不適切事案が発生した場合には、原因を究明し、再発防止策を講じました。 また、開示請求に対し迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 **（目標の達成度の判定理由）** 上記実績のとおり、個人情報の取扱いに係る不適切事案の発生を防止するため、全職員を対

実績及び目標の達成度の判定理由	象とする研修や、各種会議等で周知するなどにより、職員の意識の向上を図るとともに、不適切事案が発生した場合には、原因を究明し、再発防止策を講じました。 また、開示請求に対しては、迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 しかしながら、個人情報の厳正な管理が求められる中にあって、納税者情報を含む行政文書を誤廃棄した事案など、個人情報の取扱いに係る不適切事案が発生(注)したことから、達成度は「△」としました。

（注）令和７年度における個人情報の取扱いに係る不適切事案(郵便局による配送事故を除く。)は、暫定値で142件（前年度137件）です。

【参考】個人情報の取扱いに係る不適切事案（郵便局による配送事故を除く。）の内訳

項目／年度	合　計	誤送付・誤交付	誤廃棄	紛失	その他
令和７年度	142	66	18	42	16
令和６年度	137	48	14	52	23

施策についての評定	**a　相当程度進展あり**
評定の理由	測定指標1-1-2-B-1の達成度は「○」であったものの、測定指標1-1-2-B-2の達成度を「△」としたことから、「a 相当程度進展あり」としました。

実１－１－２に係る参考情報

参考指標　１：情報公開法に基づく開示請求件数等　（単位：件）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
開示請求件数	4,016	4,574	3,982	4,177	5,352
開示決定等件数	3,940	4,535	4,043	4,134	5,336
全部開示	501	625	509	623	599
部分開示	3,354	3,791	3,401	3,362	4,488
不開示	85	119	133	149	249

（出所）長官官房情報公開・個人情報保護室調

参考指標　２：個人情報保護法に基づく開示請求件数等　（単位：件）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
開示請求件数	83,868	70,427	55,752	41,574	49,733
開示決定等件数	81,128	72,981	55,826	41,595	49,423
全部開示	32,047	36,319	29,494	22,231	33,051
部分開示	48,362	35,969	25,713	18,727	15,569
不開示	719	693	619	637	803

（出所）長官官房情報公開・個人情報保護室調
（注）令和７年度は、暫定値です。

参考指標３：申告書等情報取得サービスの利用件数　（単位：件）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
利用件数	-	16,852	54,640	41,743	46,783

（出所）長官官房企画課調

（注）利用件数は、令和４年度は令和４年５月からの利用件数を示しています。

［再掲：実（大）１：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標８）］

参考指標　４：非行の予防講話等の実施回数（署職員１人当たり）　（単位：回）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
実施回数	4.7	5.4	5.1	4.7	5.3

（出所）長官官房監察官調

（注）監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の適切な管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

施策	**実1-1-3：守秘義務の遵守**
取組内容	国税庁は、個人の所得情報など、機密性の高い様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、税務行政に対する信頼を損ない納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。 このため、税務行政の執行に当たっては、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ることによって、守秘義務を確実に遵守します。
定性的な測定指標	
	［主要］実1-1-3-B-1：守秘義務遵守の周知徹底
	（令和７事務年度目標） 税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ります。
	（目標の設定の根拠） 申告納税制度の下、税務行政を円滑に執行するためには納税者の理解と信頼が不可欠であり、守秘義務の遵守がその基本となります。会議や研修等を通じて職員への周知徹底及び意識の醸成を図ることが、守秘義務の遵守のために重要であることから、目標として設定しています。
	○［再掲：実（大）１：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標８）］ 参考指標１「非行の予防講話等の実施回数（署職員１人当たり）」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	**（実績）** 税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議等で周知するとともに、定期的に職員に対する研修を行うことにより、職員への周知徹底に取り組みました。 また、近年の非行発生状況を踏まえ、外部講師による専門的な研修を実施するとともに、採用時研修（普通科・専門官基礎研修・社会人基礎研修）においても税務職員としての基本教育に関するカリキュラムを拡充し、さらに職場環境や日常の人事管理の観点から、職員の身上把握の徹底を周知するとともに、職場内コミュニケーションの充実の観点から、１on１ミーティングに積極的に取り組むなど、様々な再発防止策を講じました。 **（目標の達成度の判定理由）** 上記実績のとおり、税務行政に対する納税者の理解と信頼が得られるよう、守秘義務の遵守について周知徹底に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	a　相当程度進展あり
評定の理由	守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から非行の予防講話を実施したほか、会議や研修等を通じて、機会あるごとに職員への周知を図ったことから、測定指標の達成度は「○」と判定しました。一方で、職員が職務上知り得た情報の取扱いに係る不適切事案が発生していることを踏まえ、「a 相当程度進展あり」としました。 今後、こうしたことが発生しないよう、守秘義務の遵守の周知徹底に取り組みます。

実１－１－３に係る参考情報

［再掲：実（大）１：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標８）］

参考指標　１：非行の予防講話等の実施回数（署職員１人当たり）　（単位：回）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
実施回数	4.7	5.4	5.1	4.7	5.3

（出所）長官官房監察官調

（注）監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の適切な管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

施策	実 1-1-4：職員研修の充実
取組内容	経済取引のグローバル化・デジタル化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応し、国民各層・納税者の方々の信頼と期待に応えるためには、職員の職務遂行能力の向上を図り組織として高いパフォーマンスを効率的に発揮するとともに、絶えず進化し続ける組織を目指していく必要があります。 このため、職務遂行に必要な専門的知識や技能を習得させ、職員の能力・資質の一層の向上を図るほか、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により把握した受講者の意見等も踏まえながら、研修方法や研修内容の見直しを行い、職員研修の充実を図ります。 また、税務行政は国民各層・納税者の方々の信頼の上に成り立っていることを踏まえ、組織理念の浸透・実践の取組に加え、全ての職員を対象とする綱紀保持の研修など、あらゆる機会をとらえて税務行政に対する信頼確保やモラルの維持・向上に努めます。
定性的な測定指標	
	［主要］実1-1-4-B-1：アンケート調査による受講者の意見の把握等
	（令和７事務年度目標） 職員研修の充実を図るため、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、研修内容等の見直しを行います。
	（目標の設定の根拠） 職場の研修ニーズや受講者に対するアンケート調査により意見・要望等を把握し、必要に応じて研修内容等に反映させるなど、的確な見直しを行っていくことが職員研修の充実を図るために重要であることから、目標として設定しています。
	○参考指標１「税務大学校における研修の実施状況」 ○参考指標２「グローバル化・デジタル化関連研修の実施状況」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 研修ニーズやアンケート結果を踏まえ、カリキュラムの見直しや講義方法の改善を行うなど、職員研修の充実を図りました。 （目標の達成度の判定理由） 納税者の信頼と期待に応えるためには、経済取引のグローバル化・デジタル化の進展等、税

	務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、職員が高度な専門的知識を習得するなど職務遂行能力の向上を図る必要があります。 　データリテラシーレベルに応じた研修を整備、実施するなど、職務遂行に必要な専門的知識や技能を習得させることで、職員の能力・資質の一層の向上を図りました。さらに、職場の研修ニーズに加えて、研修ごとのアンケート調査等の結果を踏まえ、研修実施状況の評価・検証を行い、翌年度の研修内容等に反映させる等の見直しを行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「ｓ　目標達成」としました。

実１－１－４に係る参考情報

参考指標　１：税務大学校における研修の実施状況　（単位：コース、人、日）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
コース数	41	47	48	49	49
受講者数	11,024	10,429	10,022	9,887	11,069
延べ日数	599,101	593,058	551,188	536,639	678,722

（出所）税務大学校調

参考指標　２：グローバル化・デジタル化関連研修の実施状況　（単位：コース、人）

会　計　年　度		令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
グローバル化関連研修	研修コース数	100	82	87	85	89
	研修受講者数	2,078	1,862	1,642	1,590	1,592
デジタル化関連研修	研修コース数	63	77	85	79	69
	研修受講者数	1,422	1,726	1,733	1,709	1,539

（出所）長官官房人事課調
（注）研修総課業時間数（１コース当たり）20 時間以上の研修を集計しています。

今回廃止した測定指標とその理由
該当なし

参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

評価結果の反映	以下の施策を引き続き実施します。 **（実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理）** 所得税還付申告書の処理等に当たって、申告内容や添付書類の審査や厳格な監査を実施することで正確性の確保を図るとともに、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携等を図ることにより、効率的かつ迅速な事務処理に努めます。 **（実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等）** 情報公開法及び個人情報保護法の趣旨を踏まえ、作成・取得した行政文書及び個人情報を適切に管理し、開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保を図ります。 また、個人情報保護法や番号法の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。

	特に、（特定）個人情報については、より一層厳格な取扱いが求められることから、引き続き、全職員を対象とした個人情報の保護に関する研修や管理状況の点検等を通じて、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を周知徹底して意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理します。 **（実1-1-3：守秘義務の遵守）** 税務行政の執行に当たって、納税者の理解と信頼が不可欠であるとの認識の下、引き続き、職員に対し、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて、機会あるごとに守秘義務の遵守について周知徹底を図ります。 **（実1-1-4：職員研修の充実）** 職員研修について、職場の研修ニーズ、アンケート調査による受講者の意見等も踏まえながら、実施方法も含めた研修内容等の見直しを常に行い、税務行政を取り巻く環境の変化に応じた職員研修となるよう取り組みます。 また、税務行政は国民各層・納税者の方々の信頼の上に成り立っていることを踏まえ、組織理念の浸透・実践の取組に加え、全ての職員を対象とする綱紀保持の研修など、あらゆる機会をとらえて税務行政に対する信頼確保やモラルの維持・向上に努めます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	○　内部事務のセンター化の推進については、長い時間軸の中でより効率的により良い仕事のためにやっており、移行期は困難なこともあると推測するが、おおむね順調に導入されていると感じた。 ○　「所得税還付金の６週間以内の処理件数割合」については、２年前は 94.3%で今年の 93.1%は大きく下がったと思う。 ○　個人情報の取扱いに係る不適切事案が毎年生じているが、根本的な対策を是非とっていただきたい。特に守秘義務違反については納税者の信頼に関わる問題だと思う。

実績目標に係る予算額	令和４年度	５年度	６年度	７年度当初	行政事業レビューに係る予算事業 ID
税務大学校に必要な経費（千円）	1,714,867	1,715,752	1,714,196	1,803,776	

（注）「実績目標に係る予算額」の表中には、実績目標(小)１－１に係る予算額を記載しています。

実績目標に係る予算額等	区分		令和５年度	６年度	７年度	８年度
	予算の状況（千円）	当初予算	1,714,036	1,712,889	1,803,776	1,700,447
		補正予算	1,716	1,307	1,678	―
		繰越等	0	0	N.A.	
		合計	1,715,752	1,714,196	N.A.	
	執行額（千円）		1,605,151	1,677,645	N.A.	

（注）令和７年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和８年11月頃に確定するため、令和８事務年度実績評価書に掲載予定です。

（概要）
税務大学校に必要な経費

実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策	○「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成 30 年７月 20 日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定）

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国税庁レポート 2026（令和８年６月国税庁）

前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況	**（実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理）** 所得税還付申告書等の処理に当たっては、前事務年度に所得税の還付金処理が６週間超となった事案の処理内容・原因を分析し、原因に応じた対応策を講じるとともに、統括官等の進行管理の周知徹底に取り組みました。 **（実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等）** 開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 また、個人情報の適切な取扱いについて、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を職員に周知し、職員の意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理しました。 **（実1-1-3：守秘義務の遵守）** 守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から職員に対する講話を実施したほか、会議で周知するとともに、職員研修の実施など、機会あるごとに、その周知徹底に取り組みました。 **（実1-1-4：職員研修の充実）** 職員研修については、職場の研修ニーズやアンケート調査による受講者の意見等を踏まえ、定期的な評価・検証を実施し、税務行政を取り巻く環境の変化に応じたものとなるよう取り組みました。

担当部局等	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官、国際業務課、相互協議室、厚生管理官、監察官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、酒類業振興・輸出促進室、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審判所	**実績評価実施時期**	令和８年 10 月